

東京ささエール住宅（セーフティネット住宅）への住宅設備の導入を支援します

東京都は、東京ささエール住宅の登録促進に取り組んでいますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、住宅確保要配慮者に対する支援の重要性が高まっています。

そのため、緊急対策として、東京ささエール住宅の貸主による住宅設備の導入を補助する制度を新たに開始します。これにより、要配慮者の安全性や利便性を備えた住宅を供給するとともに、居住の安定確保を図っていきます。

1 主な要件

- ・東京ささエール住宅に新たに登録すること（登録住宅、専用住宅の別を問いません）
 - ※ 高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者のいずれかを受け入れる登録とすること
 - ※ 既に登録済みの住宅に設備を導入する場合には、当該住棟において同数以上の住宅を新たに登録すること
- ・交付決定日から登録を10年間維持すること

2 補助率等（事業規模：1,000戸）

補助率：住宅設備の購入費及び設置費の2/3

補助上限額：1棟当たり住宅設備を導入する新規登録戸数及び既登録戸数×10万円

3 対象設備（7種）



4 実施期間

令和2年8月上旬から令和3年3月末まで

(お問い合わせ先) 住宅政策本部 住宅企画部 安心居住推進担当課長 遠藤
直通 03-5320-5012 内線 30-340

○申請方法・申請様式等はこちらです。

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/jutaku_fudosan/setubi_hoyo.html

○住宅セーフティネット制度（住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度）の概要については、こちらをご覧ください。

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/chintaitorokuseido.html